

調整区域における賦課対象面積の算出について

① 自己用住宅の場合

- (1)敷地の面積が賦課の対象となります。(建物の面積ではありません)
 - (2)住宅1棟につき、賦課対象面積は 500 m²を上限とします。
 - (3)同じ敷地内に住宅が 2 棟あれば賦課対象面積の上限は 1,000 m²、3 棟あれば 1,500 m²となります。
- ※ 上記(2)及び(3)の上限を超える面積については、「公共下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」の申請により、徴収を猶予できます。

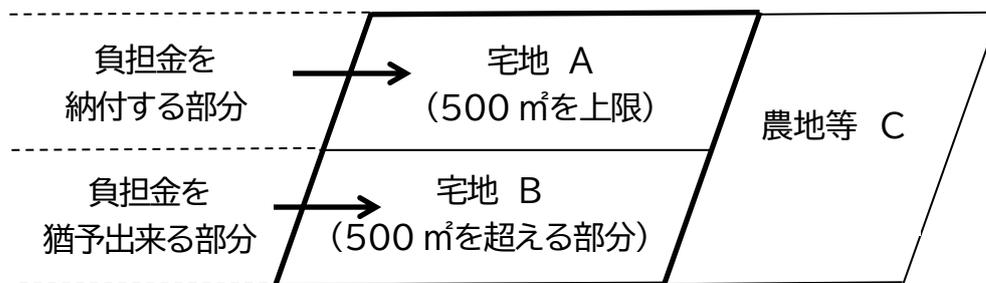
② 事業所等の場合

- (1)事業所および店舗等については、敷地の全面積が賦課の対象となります。

③ 自己用住宅兼事業所等の場合

- (1)敷地面積が 500 m²未満の場合は、全面積が賦課の対象となります。
- (2)敷地面積が 500 m²を超える場合は、自己用住宅の上限 500 m²に、事業所や店舗のために使用している土地の面積を加えた面積が賦課対象となり、差引面積を徴収猶予できます。該当の方は、「公共下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」により申請してください。

【自己用住宅の場合】



宅地 A : 負担金を納付する部分

宅地 B : 申請により猶予できる部分

ただし、新たに家を建てた場合は、猶予が取り消されます。

農地等 C : 賦課対象としない部分

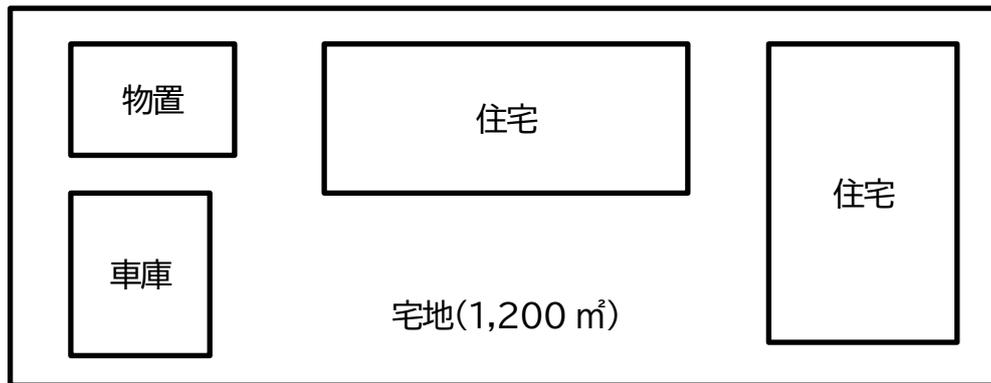
ただし、宅地になった場合は、新たに賦課対象となります。

◆敷地面積が 500 m²を超える宅地の受益者負担金額

$$500 \text{ m}^2(\text{上限}) \times 790 \text{ 円} = \underline{395,000 \text{ 円}}$$

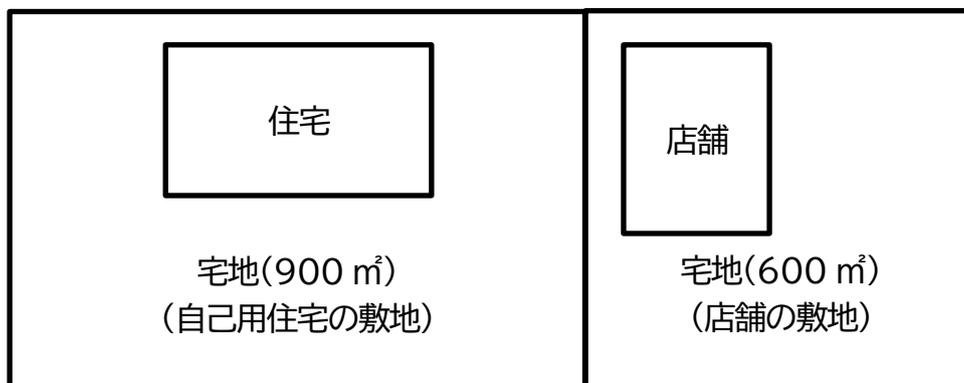
≪賦課対象面積の算出例≫

【例1】1, 200㎡の土地で、自己用住宅が 2 棟ある場合



- ① 住宅が 2 棟のため、賦課対象面積の上限は 1,000㎡となる。
- ② 敷地面積が 1,200㎡のため、賦課対象面積は上限の 1,000㎡となる。
- ③ 上限を超える部分 200㎡については、徴収猶予となる。
- ④ 受益者負担金額は、1,000㎡(上限)×790円 = 790,000円

【例2】1, 500㎡の土地で、店舗と住宅が各 1 棟ある場合



- ① 自己用住宅部分の賦課対象面積の上限が 1 棟で 500㎡となる。
- ② 店舗部分の賦課対象面積が店舗として使用している 600㎡となる。
- ③ ①と②を合算した 1,100㎡が賦課対象面積となる。
- ③ 残る 400㎡については、徴収猶予となる。
- ④ 受益者負担金額は、1,100×790円 = 869,000円